

この書面をよくお読み下さい。

## 「上野式低位株 10 バスケット投資塾」契約締結前の書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 に基づき、契約締結前にお客様に交付しなければならない「契約締結前の書面」です。

商号 株式会社ネクストコンサルティング  
住所 東京都港区南青山 2-2-15-1317  
TEL : 050-3556-3580

当社は、金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次の通りです。

登録番号： 関東財務局長（金商）第 934 号

契約の概要のうち、特に重要な事項は下記の通りです。

### 一．報酬体系

月額報酬額は 8,325 円（消費税込）です。

新規契約時に、12 か月分の利用料金として、入会金 49,950 円と 6 か月分の前払い会費計 49,950 円（消費税込）をお支払いいただきます（残りの 6 か月分の会費は無料サービスとさせていただきます）。

契約更新時には、12 か月分の会費 99,900 円（消費税込）を前払いしていただきます。

### 一．相場変動等に係るリスク

本契約に基づく助言の対象となる金融商品は、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生じるおそれがあります。

<国内の株式について>

株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等による、投資元本を割込むことがあります。

また、信用取引を行う場合においては、元本超過損が発生する可能性があります。

＜外国為替証拠金取引（FX）及び CFD について＞

FX 及び CFD は少額の委託証拠金を元手に、多額の売買ポジションを持つことができるため、価格の変動が大きくなる場合に、その損失額が委託証拠金を上回り、投資元本を超える損失（元本超過損）が発生する可能性があります。

一．金融商品取引業者等の業務や財産の状況に係るリスク

本契約に基づく助言の対象となる金融商品は、これらの商品に関する者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生じるおそれがあります。

金融商品取引業者が顧客から預かった委託証拠金等の財産が必ずしも保全、返還されない場合があります。

一．クーリングオフの適用

契約締結時の書面を受けとった日から起算して 10 日以内に、書面により契約を解除することができます。契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

当社がお客様に対して、投資の助言及び内容記載の助言対象金融商品有価証券の価値等に関して投資の助言及び内容記載の助言の内容及び方法並びにその回数記載の方法により随時助言を行い、その助言業務に対してお客様に報酬をお支払い頂くことを内容とする投資助言契約の詳細は下記の通りです。

記

1. 契約期間

12 か月（以後、12 か月単位の自動更新）

契約は、別紙 2「上野式低位株 10 バスケット投資塾会則」第 11 条（退会）に基づき、自動的に更新されるものとします。

2. 助言の内容及び方法

■助言対象金融商品

日本国内の株式市場に上場している個別株式のみとします。

■助言の内容及び方法並びのその回数

「上野式低位株 10 バスケット投資塾」仕掛けと手仕舞いのシグナル配信  
株式市場営業日にシグナルが発生した場合に限り、当日の 17 時から 20 時のあいだに、翌

営業日の具体的な銘柄の売買指示につき、Eメール配信します。

#### ■サービス内容の変更について

助言の内容及び方法にかかるサービス内容の変更について、事前に会員の周知を図ることを条件に、当社の判断で、より付加価値の高いサービス内容に変更することができるものとします。当社は現在の契約内容と比して会員が明らかに不利益を被る変更を行うことはできません。事前の周知期間においてサービス内容の変更が不利益になると思われる場合には、会員は当社に対して異議の申立てができ、当社は真摯にこれを受け止め、再検討を行うものとします。サービス内容変更後の異議の申立てはできません。

当社以外の第三者のシステムや情報ソースに依存して行うサービスに関しては、第三者の都合により予告なく停止になる場合があります。当社は代替措置を講じ会員が不利益を被らないように努力する義務を負います。

#### ■サービスの一時停止について

「上野式低位株 10 バスケット投資塾会則」第 18 条に定める利用制限に関して、やむなくサービスを一時停止しなければならなくなった期間が発生した場合には、当社は当該期間分のサービスを後日に繰り延べて提供するものとします。

### 3. 報酬体系

#### ■会費 月額 8,325 円（消費税込）

##### (a) 入会時のお支払い方法

8,325 円×12 か月分=99,900 円を指定銀行口座へお振込みいただきます。このうち6 か月分の 49,950 円は入会金に相当します。ご入会の 1 か月目から 6 か月目までの会費 49,950 円も合わせてお支払いいただきます。7 か月目から 12 か月目までの月会費は無料です。

##### (b) 契約更新時のお支払い方法

契約更新時には、12 か月分の会費 99,900 円（消費税込）を前払いしていただきます。

### 4. 当該金融商品取引契約に関する租税の概要

報酬に課される消費税をお客様にご負担頂きます。

### 5. 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

### 6. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結した者は、本契約により生じた債権に関し、当社が差入れている営業保証金について他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

#### 7. クーリングオフ条項（10日以内の契約の解除）

① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

#### 8. クーリングオフ期間経過後の契約解除

会費有効期限内に退会を申し出られた場合、所定の退会手続きの上、利用終了月までの会費とお支払済み会費との差額を返金いたします。但し、利用終了月の前月の末日までに当社に到着するよう所定の書面をもって退会手続きを行うことを条件とします。尚、新規入会の場合、6か月分の会費は入会金に相当するため返金できません（クーリングオフ期間であれば返金いたします）。

この契約は、別紙2「上野式低位株10バスケット投資塾会則」第11条（退会）に基づき、自動的に更新されるものとします。

契約更新せず退会を希望される場合には、必ず退会希望月の前月末日までに、文書にて退会届（形式自由。Eメール可）を当会宛に提出するものとします。退会日は毎月末に限り、会費の日割り精算は致しません。

#### 9. 当社の苦情処理措置について

- (1) 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは

次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電 話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

#### 10. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

## 会社の概要

資本金	4,000 万円
役員の氏名	代表取締役 上野ひでのり
主要株主	上野ひでのり、上野恭子
分析者・投資判断者	上野ひでのり
助言者	上野ひでのり
当社への連絡方法 及び苦情等の申出先	TEL: 050-3556-3580 Email: info@nextcons.co.jp
当社が加入している 金融商品取引業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会

-ご注意-

投資助言・代理業者は、次のことが法律で禁止されています。

1. 顧客を相手方として又は顧客の為に金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為（有価証券の売買、市場デリバティブ取引、それらの媒介・取次・代理、取引所金融商品市場における有価証券の売買等の委託の媒介・取次・代理、店頭デリバティブ取引等）を行うこと。
2. 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭・金融商品の預託を受けること。
3. 顧客への金銭・金融商品の貸付け、又は貸付けの第三者への媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

以上

(別紙)

## 上野式低位株 10 バスケット投資塾会則

本会則は、株式会社ネクストコンサルティング（以下「会社」という）が投資助言・代理業者として運営する上野式低位株 10 バスケット投資塾（以下「当会」という）の利用に関して定めるものです。

### 第 1 条（会の名称）

上野式低位株 10 バスケット投資塾といたします。

### 第 2 条（運営会社）

商号 株式会社ネクストコンサルティング  
住所 〒107-0062 東京都港区南青山 2-2-15-1317  
TEL: 050-3556-3580

### 第 3 条（会の目的）

株式投資の原点を再認識し「安く買って高く売る」を徹底的に極めること、低位株に限定した分散投資を行うことにより、会員の資産形成に貢献することを目的とします。

### 第 4 条（入会資格）

当会の会員は、次の各号の全部に適合する方に限ります。

#### 記

1. 当会の主旨に賛同し会則を遵守できる方
2. 個人の方
3. 成年被後見人及び被保佐人でない方
4. 満 20 歳未満の場合、入会に際し保護者の同意を得た方
5. 暴力団関係者及びその他非合法組織の関係者でない方
6. 日常生活に支障がない程度に日本語を話せる方
7. 当会の提供する情報提供サービスを利用できるパソコン環境をお持ちの方
8. その他、会社が入会に適さないと判断した以外の方

### 第 5 条（会員の種類及び助言・情報提供の内容）

投資助言契約書に詳細を定めます。

### 第 6 条（会員数の制限）

50名を上限とします。

#### 第7条（入会金）

入会金は、会社が別途定める金額とします。一旦支払われた入会金は、理由の如何に関わらず返還いたしません。但し、入会申込に際し行う会員資格審査の上、お断りした場合及びクーリングオフ適用条件を満たす場合には、ご返金いたします。

#### 第8条（会費）

会費は会社が別途定める額とし、会員は会社が定める方式により会費をお支払い頂きます。尚、会員制クラブですのでご利用のない月も会費のお支払いは必要となります。

#### 第9条（会費の返金）

6か月分一括払いにて会費を納入済みの会員においては、会費有効期限内に退会を申し出られた場合、所定の退会手続きの上、利用終了月までの会費とお支払済み会費との差額を返金いたします（このとき計算される会員が支払うべき月会費の単価は、消費税込 8,325円となります）。但し、利用終了月の前月の末日までに会社に到着するよう所定の書面をもって退会手続きを行うこととします。尚、新規入会の場合、6か月分の会費は入会金に相当するため返金できません（クーリングオフ期間を除きます）。

#### 第10条（会員資格の譲渡及び名義変更）

会員の資格は、会社が承認した場合を除き、他に譲渡及び名義変更はできません。又、担保差入等の処分もできません。

#### 第11条（退会）

投資助言契約は12か月単位で自動的に更新されるものとします。

契約更新をせず退会を希望する場合には、必ず退会希望月の前月末日までに、文書にて退会届（形式自由。Eメール可）を会社宛に提出するものとします。

退会日は毎月末に限り、会費の日割り精算は致しません。

#### 第12条（会員資格の喪失）

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

#### 記

1. 退会したとき
2. 死亡したとき
3. 第4条に定める会員資格が欠けたとき
4. 第13条により除名されたとき



### 第 13 条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を除名できます。

#### 記

1. 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
  2. 入会后、資格条件に該当しない事由が判明したとき
  3. 本規程、細則その他会社の定める規則に違反したとき
  4. 会社の名誉又は信用が傷つけられたとき
  5. 他の会員との協調を欠き、その他当会運営の秩序が乱されたとき
  6. 当会内での営業活動及び販売活動が認められたとき
  7. 当会の利用に際して不当かつ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく困惑せしめたとき
  8. その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
  9. 会費その他諸支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき
- 上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。

### 第 14 条（会社の免責）

会社が提供するデータは十分な注意を払って加工され、助言もそのデータに基づいて行われますが、その精度に関して 100%の信頼性を保証するものではありません。又、会社が提供した助言・情報に基づいて、お客様が行われた投資結果に関して、会社は一切の責任を負いません。

### 第 15 条（会員の責任）

どんな投資にも必ずリスクが伴います。実際の売買は全て会員の自己責任で行っていただきます。又、会員は、当会を利用に関して、会社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をして頂きます。

### 第 16 条（諸料金の変更）

会社は、入会金・会費・利用料金等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

### 第 17 条（変更届）

会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに会社に変更届（形式自由。Eメール可）を提出するものとします。会社の会員に対する通知・連絡等は届出住所宛にすれば足りるものとします。

#### 第 18 条（閉鎖又は利用制限）

会社は次の各号により当会の運営が不可能又は著しく困難になった場合、当会の助言・情報提供の全部又は一部を停止し、又は当会の利用を制限することができます。同時に全ての会員との契約を解除することができます。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。

#### 記

1. 法令の制定・改廃されたとき又は行政指導を受けたとき
2. 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
3. 著しい社会・経済情勢の変化があるとき
4. 会社が必要と認めたとき、その他やむを得ない事由があるとき

#### 第 19 条（細則等）

本規程に定めない事項ならびに運営上必要な事項については、別途細則その他の規程に定めます。

#### 第 20 条（規程の改定）

会社は次の各号に基づき、規程の改定を行います。

1. 会社は、必要に応じて本規程及び細則等の改定をすることができます。会員は本規程の改定が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことをあらかじめ承認するものとします。
2. 会社は前項により規程等を改定するとき、重要な案件については会員に通知するものとし、軽微な案件については Web ページ等に掲示するものとします。

#### 第 21 条（発効）

本規程は平成 29 年 8 月 15 日発効とします。